

公益社団法人
日本美術教育連合

定款

2p ~ 9p

定款細則

10p ~ 11p

交通費支給規則

12p

講師謝礼支給規則

13p

印章取扱規則

14p ~ 15p

令和3（2021）年4月7日

公益社団法人 日本美術教育連合 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本美術教育連合と称する。

- 2 この法人は、国際美術教育学会 (International Society for Education through Art 略称 InSEA) の日本国を代表する組織であり、英文で International Society for Education through Art in JAPAN (略称 InSEA-JAPAN) と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、美術教育者相互の連絡提携の場となり、情報の交換と美術教育に関する国内外の諸問題の研究の進展に資するとともに、研究成果を広く世界に公開し、我が国の美術教育の普及発展並びに国際交流をはかり、もって教育文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 美術教育に関する研究発表会の開催並びに研究論集等の刊行
 - (2) 国際美術教育学会 (InSEA) 日本国代表としての国際学会開催に向けた参画寄与及び研究発表者の指導育成並びに国際学会への派遣
 - (3) 美術教育に関する講演会、研究会、展覧会等の開催
 - (4) 美術教育に関する材料及び題材等の調査研究
 - (5) 美術教育に関する研究資料の収集
 - (6) 国内外の美術教育関係諸団体の相互交流を図る連絡と協力
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本国内において行うものとし、同2号及び6号の事業は、海外においても行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

美術教育を職能とする者及び美術教育関係者並びに美術教育に関心をもつ者・愛好する者とし、入会金及び年会費を納めるものとする。

(2) 賛助会員

この法人の目的及び事業に賛同する者とし、年会費を納めるものとする。

(3) 名誉会員

この法人に対し、特に功績のあった者のうちから総会の議決をもって推薦されたものとする。

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ、会費を納めることを要しない。

(会員の権利及び義務)

第7条 会員は、この法人が刊行する機関紙等の無料配布を受けるほか、この法人が行う事業に伴う会員の権利を行使し、利益を受けることができる。ただし、会員の義務を履行しない者は、これらを受けられないことがある。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第11条第1項の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡または解散したとき。

(入会金及び年会費)

第11条 正会員及び賛助会員は会費を納めなければならない。

- 2 入会金及び年会費は理事会において別に定めた金額を納めることとする。
- 3 既納の入会金及び年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の各号に該当する事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度4月～5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会の招集は、少なくとも2週間以前にその会議に付すべき事項、日時および場所を記載した書面または電磁的方法をもって通知する。

3 正会員現在数の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 定時総会の議長は、理事長が正会員より指名する者とし、臨時総会の議長は、会議の都度、正会員の互選で定める。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は決議に加わることはできない。

3 ただし当該議事につき書面をもって直前までに意思を表示した者は出席者とみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事項の決議は、総正会員の半数以上であって、当該正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(会員への通知)

第20条 総会の議事の事項および議決した事項は正会員に通知する。

第5章 役員の設定

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の理事長を以て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 代表理事は任期を5期ないし10年を限度とする。
- 5 理事は同一局担当任期を5期ないし10年を限度とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によってその任期中であっても解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事及び監事に対しては、事業遂行に要する実費を支給することができる。

第6章 理事会等

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の各号に該当する職務を行う。

(1) 斯の法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が隔月1回招集し議長となる。ただし、理事長が必要と認めるとき、又は理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長は臨時の理事会を召集しなければならない。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとする。可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることができない。

3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

(運営委員会)

第33条 この法人は理事会の下に、国際局運営委員会、研究局運営委員会及び事業局運営委員会を置く。

2 前項の各委員会は、委員2名以上7名以内で構成する。

3 第1項の委員会は、この法人の目的を達成するための諸事業を適宜分担・協力しその職務を行う。

(1) 国際局運営委員会は、主として国際美術教育学会との連絡連携並びに国際的関連諸事業の推進を図る職務を行う。

(2) 研究局運営委員会は、主として研究発表会開催及び研究論集等の刊行並びに美術教育に関する調査及び資料収集など美術教育研究の推進を図る職務を行う。

(3) 事業局運営委員会は、主として講演会、研究会等の美術教育啓発及び普及に関わる諸事業実施並びに美術教育関係諸団体との連絡協力を図る職務を行う。

(4) 第1項の運営委員会の議事運営の細則は理事会において定める。

(運営委員)

第34条 この法人は理事会の下に運営委員会を置き、運営する委員は20名以内をもって組織する。

2 運営委員は別に定める細則により正会員の推薦により理事会において選任及び解任する。

3 運営委員は第33条に定める運営委員会を組織して、各局運営委員会事業の職務を行う。

- 4 運営委員には第25条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合に同条中「理事」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。
- 5 運営委員長は各運営委員会において選出する。
- 6 運営委員は無報酬とする。ただし、事業遂行に要する実費を支給することができる。

(事務局)

第35条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局は、諸事業を遂行するために必要な事項について検討し、この法人の円滑な運営ができるよう連絡調整等諸事務を行う。
- 3 会員管理及び会費納入等の事務処理を行う。
- 4 事務局長は、理事会がこれを任命する。

(事務所支部)

第36条 この法人は、理事会の決議を経て必要の地に支部を置くことができる。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、定時総会の15日前までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事、監事の報酬の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会において総正会員の3分の2以上の決議又はその他法令で定められた理由により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故、その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の理事長は宮坂元裕とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成26年4月20日、第14条及び第22条、第39条の一部を改定する。
- 5 平成30年5月13日、第22条に第5項を新設する。

■別表 基本財産（第37条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	三菱UFJ信託銀行上野支店 2,600,000円
図書(山形文庫)	筑波大学芸術学系* 2,500,000円

* (保管場所詳細) 筑波大学芸術学系棟B139造形教育実験室

公益社団法人 日本美術教育連合 定款細則

細則1 定款第11条（入会金及び年会費）に関して

入会を希望する者及び正会員は、次に示す入会金及び年会費を納めることとする。

(1) 入会金 金3000円

(2) 年会費 金6000円

賛助会員は次に示す年会費を納めることとする。

年会費 1口 5000円 何口でも可とする。

2 前項各号の金額はいずれも平成26年3月末日現在のものであり、今後、改訂されることがある。その場合は、理事会で検討し決議した上で変更していくことになる。

3 収益（入会金及び年会費）及びその他の収益科目に関して、各収益の公益目的事業に使用する金額と法人会計に使用する金額の配賦割合は、理事会で検討し決定する。

(平成30年1月21日理事会において一部改定)

(平成30年3月11日理事会において一部改定)

(令和2年8月23日理事会において一部改定)

細則2 定款第22条（役員を選任）に関して

理事は会員の投票により、当分の間、得票数上位5名とする。なお、代表理事の選任は前記5名の合議による。

(平成27年8月30日理事会において制定)

細則3 定款第27条及び第34条（役員報酬）に関して

理事、監事及び運営委員は次の通り無報酬とする。

(1) 理事 無報酬

(2) 監事 無報酬

(3) 運営委員 無報酬

2 ただし、それぞれに対し事業遂行に要する実費を支給することができる。

(平成30年12月16日理事会において一部改定)

細則4 定款第33条（運営委員会）に関して

公益事業を「国際局運営委員会」「研究局運営委員会」「事業局運営委員会」の3委員会で企画推進する。

2 それぞれの議事運営に関する諸規定は、理事会で検討し制定していく。

3 運営委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(平成30年2月16日臨時理事会において一部追加改訂)

細則5 定款第33条（運営委員会）、定款第34条（運営委員）及び定款第35条（事務局）に関して

国際局運営委員会、研究局運営委員会、事業局運営委員会及び事務局に所属する若干名の局員を置くことができる。

2 局員は正会員の推薦により理事会において選任及び解任する。

3 局員の任期は、選任時の理事任期期間中とする。

4 局員は各委員会及び事務局の事務を補佐する。

5 局員は無報酬とする。ただし、事務遂行に要する実費を支給することができる。

（平成30年2月16日臨時理事会において制定）

（令和2年8月23日理事会において一部改定）

正味財産増減計算書収益・費用の配賦基準

配賦基準 収益関係

令和2年8月23日改定（単位：円）

科 目	公益目的事業会計				共通	法人 会計	内部取 引消去	合計
	研究促 進事業	国際 事業	啓発普 及事業	小計				
基本財産受取利息			50%	50%		50%		100%
受取入金	10%		30%	40%		60%		100%
受取会費正会員会費	10%		30%	40%		60%		100%
受取会費賛助会員会費	10%		30%	40%		60%		100%
事業収益論集広告料	100%			100%				100%
事業収益論集掲載料	100%			100%				100%
事業収益造形美術養成講座			100%	100%				100%
受取寄付金	10%		30%	40%		60%		100%
受取利息			50%	50%		50%		100%
雑収益								

雑収益は各部門実際発生金額とし配賦しない。

経常費用 配賦基準

事業費は全て当該事業年度の部門別経費発生金額とする。

管理費は全て法人会計部門の負担とする。

（令和2年8月23日理事会にて制定）

公益社団法人 日本美術教育連合 役員交通費支給規則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人日本美術教育連合定款細則2に示す役員交通費の詳細について定めることを目的とする。

(支給額)

第2条 理事会及び運営委員会、その他の法人の業務にかかる交通費については、その実費を支給する。ただし、1業務当たり5千円を超える場合は、理事会において承認の上執行する。

(支給方法)

第3条 定例の理事会及び運営委員会については、各役員が事前に提出した自宅から会場間の交通費等の情報を基に、半年ごとに支給するものとする。

(臨時支給)

第4条 臨時の業務については、該当する役員がその都度提出した交通費申請書を基にして支給する。

(規則の改廃)

第5条 本規則の改廃は、理事会において決定する。

(平成30年12月16日理事会において制定)

公益社団法人 日本美術教育連合 講師謝礼支給規則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人日本美術教育連合定款第3条に示す本法人の目的に則り、法人が主催する事業に関わる講師の謝礼支給について定めることを目的とする。

(講師謝礼額)

第2条 本法人が主催する事業に関わる講師には、以下に定める額の謝礼を支給する。

(1) 講演会講師

ア 本法人の会員外の者を講師とする場合には、3万円または5万円を上限とする。

イ 本法人の会員を講師とする場合には、5千円を上限とする。

(2) シンポジスト及びパネリスト、コーディネーター等

ア 本法人の会員外の者を講師とする場合には、2万円を上限とする。

イ 本法人の会員を講師とする場合には、5千円を上限とする。

(3) 実技講習会及びワークショップ等講師

ア 本法人の会員外の者を講師とする場合には、2万円を上限とする。

イ 本法人の会員を講師とする場合には、5千円を上限とする。

(特例)

第3条 第2条に定める上限を超える支給を必要とする場合は、理事会にて承認の上支給する。

(交通費)

第4条 講師謝礼を支給した上での車代は支給しない。ただし、遠距離等必要な場合は交通費の補助を理事会にて承認の上支給する。

(規則の改廃)

第5条 本規則の改廃は、理事会において決定する。

(平成30年12月16日理事会において制定)

公益社団法人 日本美術教育連合 印章取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本美術教育連合において使用する印章の作成、管理及び押印について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び種類)

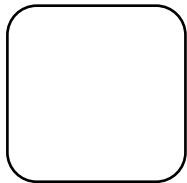
第2条 この規則に定める印章とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引等に使用される印で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とし、印章の種類は次のとおりとする。

- (1) 理事長公印（理事長の「代表理事の印」として印鑑登録済の印）
- (2) 理事長丸印（銀行等金融機関届出の印）

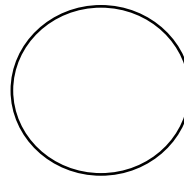
(印影)

第3条 印章は、次のとおりとする。

理事長公印



理事長丸印



(作成等)

第4条 印章の作成、改刻及び廃止の必要を生じた場合は、理事長の承認を要するものとする。

(管理)

第5条 理事長は、必要に応じて第2条に規定する印章を管理する者（以下「印章管理責任者」という）を指名することができる。

- 2 印章管理責任者は、印章が不正に使用されないことがないように、印章は常に堅固な容器に納め、これを施錠しておかなければならない。
- 3 印章管理責任者は、必要あると認めるときは、役員のうちから印章取扱者を指定することができる。

(事故報告)

第6条 第2条に規定する印章について、盗難、紛失等の事故があったときは、印章管理責任者は、直ちに、当該印章の種類、事故の内容、その他必要な事項を理事長に報告しなければならない。当該印章について、偽造、不正使用等の事故があったときも、同様とする。

(使用)

第7条 印章管理者及び印章取扱者は、印章を押印するときは、印章使用簿に必要な事項を記入し、その使途を明瞭にしておかなければならない。

(査閲)

第8条 第2条第1号に定める理事長実印については、理事長は月に1度、印章使用簿を査閲するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

- 1 印章管理者は、事務局長とする。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月7日理事会において制定)